

(仮称)スーパーオートバックス西春店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

中之郷地区計画区域内の農地に、既存のオートバックス西春店に代わる店舗として(仮称)スーパーオートバックス西春店を新設する。(法第5条第1項)

2 店舗の概要

店舗	店舗名称	(仮称)スーパーオートバックス西春店		
	店舗所在地	北名古屋市中之郷天神2ほか10筆		
設置者	名称	株式会社オートバックスセブン		
	代表者	代表取締役 住野 公一		
	住所	東京都江東区豊洲五丁目6-52		
	備考	なし		
小売業者	名称	株式会社カーショップユタカ		
	代表者	代表取締役 豊島 武敏		
	住所	一宮市大和町荻安賀川原8-1		
	備考	なし		

店舗面積	1,506 m ²		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	準工業地域	-	-
参考			

3 届出の概要

届出年月日		平成18年7月12日	
新設する日		平成19年3月13日	
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	73台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	12台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	40 m ²
廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり	
	容量	65.17 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	午前10時
		閉店	午後10時
	駐車場利用時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	
	駐車場出入口	数	2箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後9時まで		

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	中之郷地区計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	テナントとの賃貸借契約の条項に付け加える
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	繁忙時には出入口に交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	周辺市道においても交通整理員を配置

(仮称)スーパーオートバックス西春店

5 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	指針必要台数
78,000人	1,506 ㎡	1,055	14.40%	2,500 m	80.00%	2.00 人	0.64	58 台

総駐車場台数	従業員等駐車場台数	付帯施設駐車場台数	業務用駐車場台数	=	来客用駐車場台数	評価
84 台	0 台	11 台	0 台	=	73 台	

従業員用駐車場については、店舗東側の敷地に確保予定。

(イ) 指針によらない「特別な事情」による算出

特別な事情による算出を行う場合は、(ア)の表をコピーし入力してください。

ア 駐車場の位置及び構造等

1平面自走ハレター：無	2平面自走ハレター：有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	92 台

イ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

建物 東側 駐 車 場	種別	1	収容台数	73 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし	
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	出入庫方法	整理員	判定
東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	1箇所	市町村道	7.6m	なし	40m	0m	27	双方向	右左折混合	あり	
北	1箇所	県道	20m	あり	50m	0m	64	中央分離帯あり	左折のみ	あり	
交通整理員等の配置 土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備											

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

ウ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

エ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	建物北東側入口付近に1箇所
駐輪場の収容台数	8 台
標準収容台数	44 台

自動二輪車等駐車場の確保	確保	収容台数	4 台
位置及び箇所	建物北東側(駐車場西端)付近に1箇所		

【既存類似店の利用状況と比較】

湘南平塚店(神奈川県・店舗面積:1,397㎡) ピーク時駐輪・駐車台数12台
 京都伏見店(京都部・店舗面積:1,482㎡) ピーク時駐輪・駐車台数7台
 一宮大和店(愛知県・店舗面積:1,113㎡) ピーク時駐輪・駐車台数5台
 既存類似店の利用状況から、周辺環境に与える影響は小さいと考えられる。

位置評価	台数評価

オ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	40㎡	あり	20分	1台	2台	

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
9:00~10:00	2台	18:00~19:00	20:00~21:00	なし	なし	

(仮称)スーパーオートバックス西春店

カ 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示	交通整理員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	非回避	回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	-	-

対応

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	配慮あり

評価

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

非難場所の提供	物資の緊急提供
締結可能	締結可能

b 防犯への協力(深夜営業を行う場合)

夜間照明の配置	警備員等の巡回
-	-

評価

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	なし	なし	車両走行音	なし	あり	-
西方向	なし	なし	機器、車両走行音、作業音	なし	なし	-
南方向	35 m	なし	機器、車両走行音、BGM	なし	あり	-
北方向	55 m	なし	機器、車両走行音、作業音、BGM	なし	あり	-

遮音壁の悪影響 遮音壁設置なし

(イ) 荷捌・営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設・施設面での配慮	周辺に住居が少ない西側に配置
荷捌施設・運営面での配慮	アイドリングストップの徹底
荷捌施設・機器面での配慮	低騒音型機器の導入、作業員の意識徹底
放送設備使用面での配慮	条例を遵守し、使用時間、音量を制限

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口からの騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

(仮称)スーパーオートバックス西春店

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	11	冷却塔		給排気口	37	変電施設		浄化槽		ポンプ		エンジン等		
		冷凍機室外機		冷凍機械室		キュービクル	3									
	変動騒音	ゴミ収集作業		BGM		アナウンス										
		自動車走行		荷捌 アイドリング		後進警報 ブザー		台車走行								
衝撃騒音	荷降し音		リフト昇降音		ドア開閉音											
建物の構造(高さ) 鉄骨造2階建(13.0m)																

(ア) 等価騒音レベル予測

		東(A1)	西(C1)	南(B1)	北(D1)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	第2種住居地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	55 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.2 dB	46.8 dB	44.2 dB	42.2 dB
	評価				
	夜間等価騒音レベル	30.9 dB	27.0 dB	28.3 dB	24.1 dB
	評価				
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

(イ) 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無							無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か							
上記A・Bの具体的内容							
		東(A2)	西(C2)	南(B2)	北(D2)	追加予測 西(C2) キュービクル付 近	追加予測 北(D2) キュービクル付 近
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	11.2dB	30.2dB	14.6dB	17.3dB	38.1dB	33.1dB
	評価						
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	54.7dB	37.8dB	66.0 dB	53.9dB	37.9dB	39.7dB
	評価						
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

基準値を超えた場合の対応等

現時点では店舗に隣接する住居は立地していない。最も近い住居(予測点E)での予測結果は35.4dBであり、周辺環境への影響は小さいと考えられる。敷地境界付近に住居が建設された場合には、夜間における出入口の一部閉鎖、もしくは営業時間の短縮等の対策を講じる。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	屋内保管
衛生問題関係配慮	屋内保管

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	10.14 m ³	3日	0.313 t	0.10 t/m ³	9.40 m ³	変更なし	
金属製廃棄物用	0.81 m ³	7日	0.011 t	0.10 t/m ³	0.74 m ³	変更なし	
ガラス製廃棄物用	0.66 m ³	7日	0.009 t	0.10 t/m ³	0.63 m ³	変更なし	
プラスチック製廃棄物用	9.56 m ³	3日	0.030 t	0.02 t/m ³	9.04 m ³	変更なし	
生ごみ用	3.70 m ³	7日	0.255 t	0.55 t/m ³	3.24 m ³	変更なし	
その他可燃性廃棄物用	1.72 m ³	7日	0.081 t	0.38 t/m ³	1.50 m ³	変更なし	
合計	26.59m ³	-	-	-	24.55 m ³	-	
保管日数の設定根拠	既存店の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

(仮称)スーパーオートバックス西春店

リサイクル品保管庫の有無	あり	38.58m ³ 排出予測量 廃タイヤ 約200本(約25m ³) 廃油 約1700リットル(約1.7m ³)
--------------	----	---

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	なし	空缶・空き瓶の回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	なし
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	なし
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	なし(生ゴミ排出量は微量のため)
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	業者未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場併設からの悪臭防止対策	食品加工場は未設置
換気扇・排気口の設置場所への配慮	食品加工場は未設置
食品加工場等の定期的な清掃の実施	食品加工場は未設置

評価

(3) 街づくり等への配慮

景観計画等	特になし
街並み形成に関する条例	中之郷地区計画で定められている事項等を遵守し、施設計画を進める。
中心市街地活性化計画	特になし
具体的対応策	特になし
街並みづくりへの協力	中之郷地区計画で定められている事項等を遵守し、施設計画を進める。
照明等の配慮	照射方向を調整し、光害を防ぐ。閉店後は速やかに消灯する。

評価

(仮称)スーパーオートバックス西春店

市町村の意見概要	対応
<p>(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 来店車両等については、道路交通法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を厳守のこと。</p> <p>(2) 騒音の発生に係る事項 作業音等については、騒音規制法、振動規制法など環境保全関係法令を遵守のこと。</p> <p>(3) 廃棄物に係る事項等 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守のこと。</p>	<p>道路交通法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を厳守し、店舗周辺の通行車両や住民の支障が無いように、十分な駐車場台数を確保する等の路上駐車を出すことが無いよう対策を進め、交通安全の確保、交通混雑の回避に努めます。 来客車両以外でも、店舗周辺の道路へ路上駐車がみられる際は、交通整理員等が注意、警告を行い、来客車両等が円滑に通行できるよう努めます。</p> <p>騒音規制法、振動規制法など環境保全関係法令を遵守し、併設される自動車修理工場から発生騒音等も含め、できる限りの騒音の抑制、周辺への不快事象の防止に努めます。 修理工場が併設される建物であり、防音効果の高い設計としていますが、開店後、発生騒音に関して周辺住民から苦情等があった場合は真摯に対応します。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守の上で、廃棄物の処理を進めます。</p>

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
北名古屋市の意見への対応は概ね妥当なものであると考えられる。